

『しがぎん』生体認証規定

1. (生体認証とは)

- (1) 生体認証とは、株式会社滋賀銀行（以下「当行」といいます。）との間の銀行取引について預金者本人であることの確認手段の一つとして用いる認証方式で、『しがぎん』キャッシュカード規定ならびに『しがぎん』ICキャッシュカード特約に定めるICキャッシュカード（以下「ICカード」といいます。）のうち、生体認証機能を搭載したICカード（以下「生体認証機能付ICカード」といいます。）上のICチップ（以下「IC」といいます。）に当行所定の機器、操作および手続きにより当行の認めた利用者（以下「利用者」といいます。）の手のひら静脈パターンを記録（記録した手のひら静脈パターンを「生体認証データ」といいます。）し、これを当行所定の機器により当該利用者の手のひら静脈パターンと照合すること（以下「生体認証データの照合」といいます。）により認証を行うものをいいます。なお、生体認証データは、ICチップ内のみ保管し、当行はデータ保有しません。
- (2) 生体認証データの照合は、当行との間の銀行取引について当行が預金者本人であることの確認（以下「本人確認」といいます。）手段の一つとして使用するものです。当行が必要と認める場合には、お取引の種類や状況に応じて生体認証機能付ICカードの暗証番号の入力その他の本人であることを確認する手段とあわせて使用するものとします。
- (3) 生体認証を使用する当行との間の銀行取引については、原則として本規定の第5条に定めるところによります。

2. (生体認証契約の締結・生体認証データの登録)

- (1) 生体認証契約の締結にあたっては、あらかじめ生体認証機能付ICカードの申込みが必要となります。
- (2) 生体認証契約は利用者が生体認証機能付ICカードを持って、当行所定の窓口にて当行所定の書面による届出を行い、当行が届出内容を確認して、当行所定の機器により生体認証機能付ICカード上のICに生体認証データを登録したときから効力が発生します。
- (3) 生体認証データの登録は、前項の所定の書面による届出時に行うものとします。
- (4) 生体認証契約の締結および生体認証データの登録にあたっては、当行所定の本人確認を行わせていただきます。十分な本人確認ができない場合には、当行は生体認証契約をお断りすることがあります。

3. (取扱店の範囲)

- (1) 生体認証データの登録・削除は、当行国内本支店の当行所定の窓口にてお取扱いをします。
- (2) 生体認証データの照合は、当行所定の窓口および当行所定の現金自動預入支払機（以下「自動機」といいます。）ならびに『しがぎん』キャッシュカード規定第1条に定める支払業務提携先、振込業務提携先（以下「支払業務提携先」と「振込業務提携先」を合わせて「提携先」といいます。）所定の自動機にて取扱いをします。

4. (生体認証の対象預金)

- (1) 生体認証の対象とすることができる預金口座の種類は、生体認証機能付ICカードの発行口座となる普通預金口座（総合口座の普通預金口座を含みます。）、貯蓄預金口座です。
- (2) 前項の預金口座を生体認証の対象口座として登録することを希望される場合は、当行所定の窓口にて当行所定の書面により届出てください。削除の場合も同様とします。なお、生体認証

の対象口座として登録した口座を「生体認証対象口座」といいます。

5. (生体認証の利用範囲)

- (1) 生体認証対象口座に関し、当行および提携先所定の自動機で各種照会、払戻し（預金の払戻しによる振込、振替取引も含まれます。）、その他当行所定の取引をする場合は、生体認証による本人確認を行います。
- (2) その他、当行が必要と認めた場合は、生体認証による本人確認を行います。

6. (預金の払戻し・振替・振込等および生体認証データの照合)

- (1) 生体認証対象口座の預金に関し、当行および提携先所定の自動機で各種照会、払戻し（預金の払戻しによる振込、振替取引も含まれます。）、その他当行所定の取引をする場合は、当行所定の自動機の画面表示等の操作手順にしたがって、自動機に生体認証機能付ICカードを挿入しご利用ください。
- (2) 前項の取引について、当行は生体認証データについて当行および提携先所定の機器によって同一性が認定され、かつ入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致が確認できた場合に、払戻し等を行います。
- (3) 前項の規定にかかわらず、当行が当行および提携先所定の機器で生体認証による照合が不可能と判断した場合、当行所定の方法で払戻し等をする場合があります。この場合、当行が届出の印鑑と相当の注意を持って照合、または、カードリーダーの操作により相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

7. (生体認証データの登録変更)

生体認証データの登録の変更を行う場合は、当行所定の窓口にて、当行所定の書類を届出てください。当行は本人確認を行う等、当行所定の手続をした後に登録の変更を行います。

8. (カードの更新、事故・使用不能時等の手続)

- (1) 生体認証データを登録した生体認証機能付ICカードを更新、事故、カード種類の変更、または生体認証機能付ICカードの使用不能等により、新しい生体認証機能付ICカードに切替えた場合は、すみやかに新しい生体認証機能付ICカードに生体認証データの登録手続を行ってください。
- (2) 生体認証データが登録されるまでの間は、当行および提携先所定の自動機における第6条第1項の取引について生体認証データの照合は行わず、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して取引を行います。本取扱いにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. (認証装置の障害時の取扱い)

生体認証データの照合を行う当行所定の機器に障害が生じた場合、その他相当の事由がある場合は、生体認証対象口座の預金の払戻し等の受付を一時的に中止する場合があります。この場合、当行が届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、そのために生じた損害については、当行は免責されるものとします。

10. (代理人)

代理人の取扱いはいたしません。

11. (生体認証契約の解除)

生体認証契約は以下の場合、解約となります。この場合、生体認証機能付ICカードは当行に返却してください。なお、生体認証機能付ICカードの返却が後日となった場合は、当該カードの返却を受けた時点で、当行は登録済の生体認証データを削除します。この場合、当該カードの返却前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

① 本人から生体認証機能付ICカードの解約の申し出があった場合

本人から生体認証機能付ICカードを解約する旨の届出を当行が受け、所定の手続が完了したとき

② 生体認証対象口座が解約された場合

本人からのお申し出によるほか、生体認証対象口座が預金規定に基づき解約された場合も含まれます。

③ 生体認証機能付ICカードが利用停止となった場合

本規定、『しがぎん』キャッシュカード規定または『しがぎん』ICキャッシュカード特約により、当行が生体認証機能付ICカードの利用を停止した場合は、生体認証契約も解約となります。

12. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当行所定の各種預金規定、『しがぎん』キャッシュカード規定および『しがぎん』ICキャッシュカード特約により取扱います。

13. (規定の改訂)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当な事由があると認められる場合には、変更する旨、変更後の内容および効力発生時期を予め当行ホームページによる公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

14. (生体認証情報の使用等に対する同意)

生体認証の申込者は、次に定めるとおり、当行が預金者本人であることの確認する目的のためにICキャッシュカード上に自己の手のひら静脈パターンを記録・保管し、使用することに同意するものとします。

- (1) 生体認証データは、当行および提携先所定の機器により、申込者の静脈パターンとIC上の静脈パターンを照合することにより、当行との間の銀行取引について当行が預金者本人であることの確認手段の一つとして使用します。
- (2) 生体認証を使用する当行との間の銀行取引とは、原則として以下に定めるものをいいます。
 - ① 生体認証対象口座の預金に関し、当行および提携先所定の自動機で各種照会、払戻し（預金の払戻しによる振込、振替取引も含まれます。）、その他当行所定の取引
 - ② その他、当行が預金者本人であることを確認する必要があると認めた取引（ただし、銀行法施行規則第13条の6の7等により適切な業務運営その他の必要と認められる場合の取引に限ります）

以上
(2020年4月1日現在)